



## イケケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

### 第 656 回 決算書の嘘を見抜く！ ～有罪率、なんと3年連続・100%

2015.11.22

企業情報を読み解くには厄介な問題がある。

それは、「会社の数字は必ずしも真実を示しているとは限らない」ことである。

決算書というのは、聞きなれない会計用語がたくさん使われるし、しかも数字だけである。

今まで触れたことのない人にとっては、非常にハードルの高い分野だといえるだろう。

しかも、決算書の数字は、たびたび嘘をつく。

悪質な企業は、粉飾決算や脱税など、論外なる脱法行為を時々行い、決算書を誤魔化してきた。

また粉飾や脱税までには至らなくても、合法ギリギリに決算を良く見せたり、その逆に利益を少なく見せたりすることは、「調整」と称して比較的良く行っている。その手口は、益々巧妙になってきた。

だから、決算書の数字を鵜呑みにしてしまうと、騙されてしまう事も多いのだ。

この2つの問題がネックになって、利害関係者は、中々企業情報を正確に読み解くことができないでいる。

例えば、負債の簿外計上(赤字隠し)、利益を余分に計上して赤字を少なく見せる、資産の過大計上(資産水増し)、収益の上乗せ(利益水増し)等在庫操作や経費操作があれば、損害を隠して経営状況を実際よりも良く見せることを目論んでいると見抜くべきだ。

会社が儲かっていないのに、儲かっているようにしたり、赤字が出ているのに、赤字が無いようにして外部に発表することを「**粉飾**」といい、不正に会計を操作する虚偽の決算報告のことである。

粉飾の手口とは、「売上が落ちているのに利益は横ばい」、「業界の景気が悪いのに利益が落ちていない会社」、「理由もなく利益が急増している会社」、「原価率」が急に下がっている企業は要注意、多額の借入金などがある場合や、特に上場を目指しているような企業に粉飾の可能性が高くなる。

粉飾は売上を大きくし、利益を増やすのだから脱税とは違い、それほど問題ない…と思っている方、とんでもない！ 立派な脱法行為である。

状況により相違はあるが、およそ以下のような罪が想定される。

社長の場合、会社法960条の特別背任罪、「違法配当罪」(会社法 § 963)、に当たる可能性がある。

上場企業の取締役が有価証券報告書の重要な事項に虚偽の記載をして提出したときは、「有価証券報告書虚偽記載罪」(金融商品取引法 § 197)。経理担当の人は銀行に対する背任罪(刑法 247条)か。

また、財産上の不法の利益をその会社に得させたとして詐欺罪(刑法 246条2項)にも該当可能性もある。

その他各方面に対する民事責任による損害賠償請求がある。

納税義務があると見なされている人が、その義務の履行を怠り、納税額の一部あるいは全部を逃れる事を「**脱税**」といい、その手法は、「売上を過少に申告するか」、「費用を過大に申告するか」の2通りしかない。

脱税は、憲法30条「納税の義務」を無視した行為であり、刑事事件なので、所得税法、法人税法などの各種税法に基づき懲役&罰金、もしくはその両方併科に処せられる。「前科一犯」という履歴になってしまう。

2010年6月に、29年ぶりに脱税行為に関する刑事罰を大幅に強化された。

法定刑の最高が懲役10年、罰金1千万円に増え、刑事訴追の時効が7年に延長、申告書の不提出や記帳義務の違反についても、罰金額の引き上げや懲役刑の新設で罰則の強化された結果、国税・検察当局が刑事事件として立件しやすい環境になった。

**脱税で起訴された場合の有罪率、なんと3年連続・100%であること、お伝えしておく。**

## 【蛇足】（「侍ジャパン」とやらに、怒りまくるおじさんよりの…）

野球賭博でも、真剣に反省しない球界、こんなに麻痺している！

プロ野球業界脱税犯罪者一覧、小久保は脱税前科1犯監督でした。

**小久保裕紀** ダイエー 内野手 2833万円 懲役1年(執行猶予2年) 罰金700万円 出場停止8週間  
(脱税額、罰則、出場停止期間ともに過去最高を誇っている)

ヒデカズ ダイエー 投手 2236万円 懲役1年(執行猶予3年) 罰金550万円 出場停止7週間

三輪隆 オリックス 捕手 2050万円 懲役1年(執行猶予3年) 罰金500万円 出場停止7週間

波留敏夫 横浜 外野手 1705万円 懲役10月(執行猶予2年) 罰金450万円 出場停止6週間

山田洋 中日 投手 1474万円 懲役10月(執行猶予3年) 罰金450万円 出場停止4週間

万永貴司 横浜 内野手 1413万円 懲役10月(執行猶予2年) 罰金350万円 出場停止4週間

鳥越裕介 中日 内野手 1323万円 懲役10月(執行猶予3年) 罰金400万円 出場停止4週間

宮本慎也 ヤクルト 内野手 1318万円 懲役10月(執行猶予3年) 罰金350万円 出場停止4週間

川崎義文 横浜 捕手 1279万円 懲役10月(執行猶予2年) 罰金350万円 出場停止4週間

北川哲也 ヤクルト 投手 1248万円 懲役10月(執行猶予3年) 罰金350万円 出場停止4週間

秦真司 ヤクルト 外野手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

米正秀 横浜 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

川尻哲郎 阪神 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

種田仁 中日 内野手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

遠藤政隆 中日 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

佐藤秀樹 中日 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

大石知宜 西武 コーチ 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

斉藤貢 ダイエー 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

本間満 ダイエー 内野手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

藤井将雄 ダイエー 投手 1000万円未満 起訴猶予 出場停止3週間

小森哲也 中日 内野手 1000万円未満 起訴猶予 処分前に任意引退(受理)

[http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q1137316491;\\_ylt=A2RAjH7Vh1BWYk4AocYc\\_N7?pos=1&cocode=ofv](http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1137316491;_ylt=A2RAjH7Vh1BWYk4AocYc_N7?pos=1&cocode=ofv)

*当時は、永久追放すべき、なんて意見も少なくなかった。*

*脱税くらい、大したことないじゃない、って空気だった。*

*何で「小久保監督」なのか？ 世の中、甘く見ていない？*

*12日のドミニカ共和国戦後、台北市東部の繁華街(通称・東区)にあるナイトクラブで深夜まで痛飲、乱痴気騒ぎした坂本勇人(巨人)、大野雄大(中日)、前田健太(広島)、秋山翔吾(西武)、ニュースも、実名で流されている。*

*こんなことで勝てるわけないし、夢を抱く子供達に、何といるのか？*